

はじまります！ 所得税の確定申告相談 住民税の申告

☎総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

申告相談・書類の受付期間

2月16日(金)～3月15日(金)

※土曜日、日曜日、祝日を除く

9時～12時、13時～15時

◆場所 加東市役所2階 201会議室

◆対象 令和6年1月1日時点で加東市に住民登録がある方

◆対象所得 令和5年1月1日～12月31日

◆市で受け付けできる申告相談(主なもの)

- 給与所得者および年金受給者にかかる申告
- 白色申告(おおむね事業等所得300万円以下の方)
- 住民税申告

◆市で受け付けできない申告相談

- 初年度の住宅借入金等特別控除
- 共有持分の住宅借入金等特別控除
- 譲渡所得(株の譲渡を含む)
- 先物取引に係る雑所得等 青色申告
- 高額な事業所得 雑損控除
- 損失の繰越にかかるもの
- 過年の所得税の申告
- 消費税、相続税、贈与税にかかるもの等

申告に必要なもの

- 1 申告者の顔写真付きの本人確認書類
例 マイナンバーカード、運転免許証、在留カード
- 2 申告者の個人番号が確認できる書類
例 マイナンバーカード、個人番号通知書
※代理人が申告する場合は、申告者本人の1、2両方の写しが必要です。
- 3 給与、公的年金等にかかる源泉徴収票、報酬等支払調書
- 4 事業所得(営業・農業所得)または不動産所得の場合は、あらかじめ作成された年間の収支内訳書★
- 5 諸控除の証明書(国民年金、生命保険、地震保険などの保険料の控除証明書)
- 6 医療費控除を受ける場合は、あらかじめ作成された医療費控除の明細書★

所得税の確定申告が必要な方

- ◆自営業、農業などの事業による収入がある方(建築労務、日雇い労務に従事された方も含む)
- ◆生命保険、損害保険の満期返戻金などの一時所得がある方
- ◆公的年金等受給者で、次のいずれかに該当する方
 - 年金収入金額が400万円を超える方
 - 年金以外の所得金額が20万円を超える方
- ◆土地、建物等の貸付けまたは譲渡による収入がある方
- ◆給与所得者で、次のいずれかに該当する方
 - 給与収入金額が2,000万円を超える方
 - 2か所以上から給与の支払いを受けている方
- ◆給与以外の所得金額が20万円を超える方
- ◆令和5年1月1日から12月31日までの間に退職し、年末調整を受けなかった方

住民税申告が必要な方

- ◆非上場株式に係る配当所得がある方
- ◆シルバー人材センター・外交員などの報酬がある方
- ◆加東市の国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者で、収入がない方(国民健康保険税等が軽減される場合があります)
- ◆源泉徴収票に記載された扶養内容や所得控除の内容に変更がある方(住民税額が変わる場合があります)

- ❖ 所得税で確定申告した内容は住民税の計算にも反映されます。
- ❖ 今回の申告から、所得税と住民税で課税方式が統一されるため、上場株式等の配当や譲渡による所得などについて異なる課税方式を選択することができなくなります。

- 7 寄附金控除を受ける場合は、寄附金の受領証、寄附金控除に関する証明書
- 8 還付申告の場合は、振込先が確認できる申告者名義の通帳等

- ❖ 給与所得、退職所得および公的年金等の源泉徴収票は、必ず持参してください。(再発行については勤務先等の発行元にお問い合わせください。)
- ❖ 申告する場合、ふるさと納税ワンストップ特例は適用されませんので、受領証を持参してください。
- ❖ 申告内容によって、上記以外に必要なものがありますので、事前にご確認ください。書類不足の場合は受け付けできないことがあります。

社税務署からのお知らせ

申告書等の送付先にご注意を！

申告書等の送付先は、申告会場と異なりますのでご注意ください。

◆申告書等送付先

大阪国税局業務センター阪神分室(社税務署担当)
〒661-8523 兵庫県尼崎市若王寺3丁目11-46

確定申告会場のお知らせ

受付期間 2月16日(金)～3月15日(金)
※土曜日、日曜日、祝日を除く

受付時間 9時～16時

受付場所 社税務署(社51-3)

❖ 申告書作成会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

❖ スマートフォンや筆記用具等は持参してください。

税務署では、スマートフォンを利用した申告を推進しています。

☎社税務署 ☎42-0223

～要介護認定を受けている方・その扶養者の方へ～

障害者控除が受けられる場合があります

要介護認定を受けている方で、下記の対象要件を満たす場合は「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。この認定書は、要介護認定を受けている本人やその配偶者、扶養親族が所得税法上の障害者控除を受けるために必要です。

交付を希望される方は、対象の可否について、事前に高齢介護課までお問い合わせください。

◆対象 令和5年12月31日(令和5年中に亡くなられた場合は、その日)時点で、下記全てに該当する方

- 65歳以上
- 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けていない
- 次のA、Bのいずれかに該当する
 - A 要介護1～5で、主治医意見書の記載内容が「認知症高齢者の日常生活自立度がIII、IVまたはM」
 - B またはC

◆必要書類

本人の介護保険被保険者証(ピンク色) 来庁者の本人確認書類 例 マイナンバーカード、運転免許証

☎健康福祉部高齢介護課(庁舎1階) ☎43-0440



パソコン
スマートフォンで確定申告 e-Tax

パソコンやスマートフォンで、国税庁ホームページにアクセスし、「確定申告書等作成コーナー」にある国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して、確定申告を行うことができます。

国税庁ホームページでは、「e-Tax」での申告以外にも、必要項目を入力することで、確定申告書を作成、印刷し、郵送等で提出することもできます。

- ❖ 画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算されます。
- ❖ マイナンバーカードとスマートフォンがあれば、自宅からe-Taxで送信できます。
- ❖ スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます。

☎ e-Tax作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901(全国一律市内通話料金)

〈国税庁ホームページ〉

<https://www.nta.go.jp/>

